

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
放送中継車	<p>放送法に基づく放送事業者等が、専らテレビ中継、ラジオ中継等の放送中継業務を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 テレビ中継を行う自動車はテレビ中継を行うために必要な設備を有し、ラジオ中継を行う自動車はラジオ中継に必要な設備を有し、音声の中継等を行う自動車は音声の中継等に必要な設備を有し、かつ、画像、音量調整等を行うための専用の調整室を有すること。 2 放送中継地まで送信することができる送信設備等を有すること。 3 放送中継設備を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 ただし、外部から動力の供給を受けることにより放送中継設備を作動させるのものにあつては、動力受給装置及び操作装置を有するものであること。 4 当該自動車の車体の両側面には、当該自動車の使用者を示す表示がなされていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本放送協会が使用者となる場合にあつては、その者が使用者となることを委任状等の書面により確認を行うものとする。 ・日本放送協会以外が使用者となる場合にあつては、当該自動車の使用者が、放送法（昭和25年法律第132号）に基づく放送事業者等であることを証する書面（電波法（昭和25年法律第131号）に基づく放送を行う無線局の免許状）の写しの提出を求めるものとする。また、放送事業者以外の使用者（放送事業者以外の者には、教育の一貫として放送にかかる学部を擁する大学及び放送事業者の委託により放送中継業務を行う番組を制作する法人に限られる。）の場合には、当該自動車の使用目的と使用者の業務の関連を記載した書面の提出を求めるものとする。なお、当該自動車の所有者が放送中継車として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に当該書面の写し（日本放送協会が使用者となる場合にあつては、委任状等）の提出を求め確認を行うものとする。 ・車体の両側面への表示文字は、一辺が8cm以上の大きさであり、かつ、容易に消せないもので地色と同色でないこと。